

平成27年11月26日

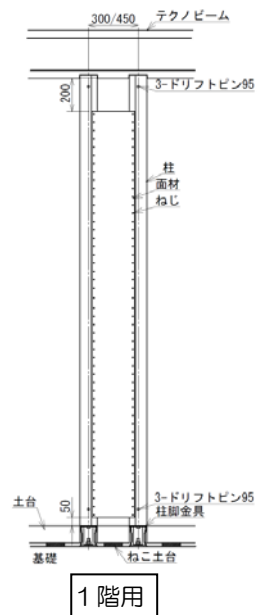
木造住宅新工法性能認証について

(公財) 日本住宅・木材技術センター

木造住宅新工法性能認証事業において申請のあった下記工法を、新工法性能認証委員会において審議した結果、認証要件を満足するものであると了承を得られたため、15件目の工法として認証いたしました。

本工法は、テクノストラクチャー工法において使用する柱を切り欠いた部分に構造用合板(厚さ9mm)を真壁仕様で納めた耐力壁で、構造用合板の上下と横架材の間に隙間を設けたものである。1階用と2階以上用があり、幅(柱芯々間距離)は1階用が300mmと450mmの2種類、2階以上用は450mmの1種類である。

- 1 認証番号：新工法NSK6a2
工法の名称：幅狭耐力壁
- 2 申請者：パナソニック株式会社エコソリューションズ社
- 3 認証事項：柱を切り欠いた部分に面材(構造用合板)を真壁仕様で納め、面材の接合具にネジを用いた幅狭耐力壁(1階用：幅300mm・450mm、2階以上用：幅450mm)の短期許容せん断耐力及び剛性が、申請書類の適用範囲内において妥当であり、これら数値をルート1又はルート2の構造計算で用いることが可能である。
- 4 認証日：平成27年11月25日
- 5 連絡先：パナソニックE Sテクノストラクチャー株式会社
TEL: 06-6906-7270
FAX: 06-6907-3904



参考：木造住宅新工法性能認証とは、

木造住宅・木材産業における新工法や新商品の性能を認証する制度です。この制度のねらいは、これらの認証対象品が社会的に認められ広く普及するためには、建築確認の検査等で理解を得るための判断材料が必要になることです。

具体的には企業等が開発した木造住宅の工法や木質建材による部品化した新しい部材等の性能等を認証するものです。また、中小工務店や木材加工会社など新技術開発が困難な新しい工法や部品・部材を活用してもらうために、当センターが定めた基準・規格に適合するものを生産・供給することも認証します。ただし、①建築基準法令及び品確法に基づく認証と重複する内容のもの、②JAS、JIS及びAQ制度による認証と重複するもの、③現状の技術水準その他の事情からその品質・性能を評価することが困難な内容のものは認証の対象外としています。

問い合わせ先：(公財) 日本住宅・木材技術センター

認証部 沖本

TEL 03-5653-7581、FAX:03-5653-7582